

議第52号

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

呉市国民健康保険条例（昭和34年呉市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第11条の6中「52万円」を「54万円」に改める。

第11条の6の10中「17万円」を「19万円」に改める。

第15条の3第1項中「52万円」を「54万円」に改め、同項第2号中「26万円」を「265,000円」に改め、同項第3号中「47万円」を「48万円」に改め、同条第3項中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「52万円」を「54万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の呉市国民健康保険条例の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額の引上げ及び減額措置の対象世帯の所得判定基準の見直し等に係る関係規定の整備をするため、この条例案を提出する。